

2012年12月6日

厚生労働大臣
三井 辨雄様

要望書

高額療養費制度・一般区分の収入限度額の範囲があまりにも広過ぎますので、これを見直してください。もとより本件につきましては、現在ご議論・ご検討を進めていただいているとのこと、十分に承知しておりますが、いま、患者・家族、患者支援の団体等の私達からの実感もお届けすることで、ご検討への期待と感謝に代えさせていただきます。

繰り返しになりますが、下記に本要望の理由を述べさせていただきます。

記

貴職の平素の御働きに心より敬意と謝意を表します。

ご高承のように、高額療養費制度は所得によって医療費の負担限度額が変わります。所得区分は7区分となりますが、大きくは非課税、一般所得、上位所得、70歳以上でわけられます。この一般所得区分がとても広い（標準報酬月額が53万円未満、という大括り）ため、およそ200万円台から700万円台が対象となり、区分内での低所得層にとっては負担額が重くのしかかっています。

一般区分の該当者は、それまで少額であっても収入から税金を納め、日々の暮らしを維持してきた人達です。健康である間はほとんどの人が医療費を意識することはないと思いますが、それはまた「国民皆保険があるから、病気になればその範囲で医療は受けられる」と安心して仕事や地域活動に勤しんでいられることでもあります。しかし、高額な治療費を長期に受け続ける病気になって初めて、国民皆保険制度を補完するための高額療養費の仕組みがあっても（限度額範囲が広過ぎるために）1回毎の支払いに躊躇せざるを得ないがん患者が日本各地で発生しているのが現実です。

NPO 法人血液情報広場・つばさは、2010年10月より一部のがん（慢性骨髄性白血病、骨髄異形成症候群、消化管間質腫瘍、多発性骨髄腫）の患者さんと、高額療養費制度の括りの区分一般内であり、世帯収入が178万円までの方を対象に経済支援を継続しております。

支援は、高額療養費で多数該当（月額44,400円）となってなお治療を継続している人達に、1度の負担額の約半分（20,000円）を援助してきました。詳細現状のデータは資料③の通りですが、本要望文の書き手である私が、この2年間の助成活動で痛切に感じたことは、何よりも、経済的にぎりぎりのところで頑張ってきた人達ががん診断を受けるという危機的な心理に陥ったとき、同時に経済的にも追いつめられる姿のあまりの「厳しさ」です。

本要望書には、消化管間質腫瘍の患者会よりさらに具体的かつ切実な状況もそえさせていただき、制度改定のご検討の参考に加えていただけましたら幸いです。

今後共何卒宜しくお願い申し上げます。

以上です。

尚、別添資料は以下の通りです。

①消化管間質腫瘍の治療アルゴリズム等、②本要望提出に連なる参加者名簿、③つばさ支援基金助成最新データ、

特定非営利活動法人血液情報広場・つばさ 理事長 橋本明子 03-3207-8503